理事会

定款第 31 条～第 39 条の理事会についての項目を補完するために、規定（理事会）を定める。

（理事会の構成）

第1条　他の同一団体

他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないこと。

（理事会の運営）

第2条　開催の時期・頻度

年次総会開催時に開催される理事会の他には、法人の運営のために必要な判断を求められる場合に理事長の招集によって開催する。